

# 豊山町「協働のまちづくり指針」

豊 山 町

平成20年3月

## 豊山町協働のまちづくり指針

### はじめに

今、時代は大きな転換点にさしかかっています。2005年をピークに減少しはじめた総人口、急速に進む高齢化社会、グローバル経済の進展、国・都道府県からの権限移譲、高度情報化によるネットワーク社会の浸透等を背景に、時代の変化を見据えた存在感ある持続可能なまちづくりが求められています。

このような時代背景に対応するためには、住民と行政の役割分担を明確にし、行政主導のまちづくりから、地域住民をはじめボランティア・NPO・企業などとの協働によるまちづくりへ転換していくことが重要となります。そのためには、誰もが個性あふれるまちづくりに参画できるような機会の拡充や情報発信を図り、自治会やコミュニティ地区、自主防災組織などのコミュニティ活動の活性化を促進する必要があります。

また、子育てや高齢者介護の受け皿づくり、環境保全や循環型社会の形成、自主防災組織の形成、地域犯罪の抑制など今日的な重要課題の解決にあたり、健全なコミュニティの形成が不可欠です。さらに近年、本町を訪れ、または居住する外国人が増加していますが、外国人にとって開放的で魅力があり、外国人がコミュニティの一員としてまちづくりに参加できるように配慮し、日本人と外国人とが安心して暮らせる社会(いわゆる多文化共生社会)を形成することが一層重要となってきています。

地域協働の推進には、住民(個人)の役割、自治会などのコミュニティの役割、NPOやボランティアなどの団体の役割、あるいは企業の役割といった視点は欠かせません。しかしながら、本町の地域協働の推進は、今、始まったばかりで行政内部にも、地域全体にも、まだ浸透しているとは言えません。

したがって、この指針は、住民と行政が常に対等であることを原則としつつも、地域協働を浸透させるために、地域協働のパイロットとして、町の政策・施策側からの視点にたった町民と行政が協働してまちづくりに取り組むための原則と方法を記すこととしました。

今後は、この指針を本町における地域協働の出発点とし地域協働に取り組み、本町の地域協働の状況を勘案しながら、時代にマッチした適切な指針となるよう、必要に応じて見直していくこととします。

## 第1章 協働のまちづくりの必要性

### 1. 協働が求められる社会的背景

#### (1) 社会環境の変化

少子高齢化や変貌する社会・経済状況の中にあって、三位一体改革など国の行財政改革が急速に進展し、地方を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、人々の価値観は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」をより重視する傾向にあり、福祉や環境、地域防災など、まちづくりや社会参加などへの町民の意識も徐々に高まっています。

#### (2) 地方分権の進展

平成12年には、国と地方の役割分担を明確にした地方分権一括法が施行されました。今後、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、住民のニーズに基づきどのようなまちをつくっていくか、自ら考え、総合的に施策を展開していくことが求められています。

#### (3) 町民ニーズの多様化

多様化する地域の課題解決や、町民のニーズに応えるためには、きめ細やかなサービスを担うのは、行政のみではないということが重要な視点となります。

行政の重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOなど、多様な団体と協力し相互に連携して、地域にふさわしいサービスを提供していくこと(新しい公共空間の形成)が求められています。

#### (4) 住民自治の充実

地方自治の原点は、住民自治と団体自治にあります。中央集権下においては、団体自治を拡充することが住民自治を拡充するための先決要件と考えられてきた結果、住民自治は重要視されてきませんでした。

しかし、地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域における自己決定と自己責任の原則に基づくまちづくりが求められるようになっていきます。今後は、住民自治のより一層の充実を図る必要があります。

#### (5) 自助・共助・公助の必要性

自立的な地域社会においては、日常生活や身の回りで発生する問題は、まず、個人でできることは個人で解決する(自助)、個人でできないときは地域などがサポートする(共助)、それでも解決できない問題は行政が問題解決に乗り出す(公助)という「補完性の原則」に基づく社会システムに、改めて注目する必要があります。

### 2. 豊山町の現状と課題

#### (1) コミュニティ組織

本町には、27の自治会組織と小学校区を単位としたコミュニティ組織が1つあります。しかし、自治会組織の加入率は年々低下しており、従来、自治会を中心として行ってきた町内清掃、体育大会などの活動も縮小傾向となっています。また、小学校区単位のコミュニティ組織としてパイロット的に結成された新栄小学校区コミュニティの発足後、新たな小学校区を単位としたコミュニティ組織は結成されていません。

本町の出生率、高齢化率は、全国平均に比べ比較的なだらかな推移をしているものの、人口の少子高齢化の傾向は進んでおり、今後一層、進展すると予想されている中で、子育てや高齢者介護は、地域全体で取り組まなければならない問題です。また、災害発生時の助け合い、そして環境保全や資源循環型社会の構築についてもきめ細やかな地域活動が求められます。

## (2) 価値観の多様化

本町は、豊場地区と青山地区と2つの大字に分けられるものの、行政区域が狭小で、中学校区も一つであるため、比較的住民の声をまちづくりに反映しやすい状況にありました。しかし、ここ数年、本町の人口は増加傾向が続いており、特に名古屋市と隣接とした本町の南部地域には、多くの転入者が町外から移り住むようになっていきます。

これにより、町民ニーズの多様化、ライフスタイルの変化など、本町においても町民の価値観の多様化が生じ、これまでの行政運営だけでは住民の声を反映したまちづくりを行うことが困難な状況になってきています。今後は、その地域に住む人々が、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域が持つ課題を自ら考え、参画、行動する新たな行政運営への取り組みが重要となっています。

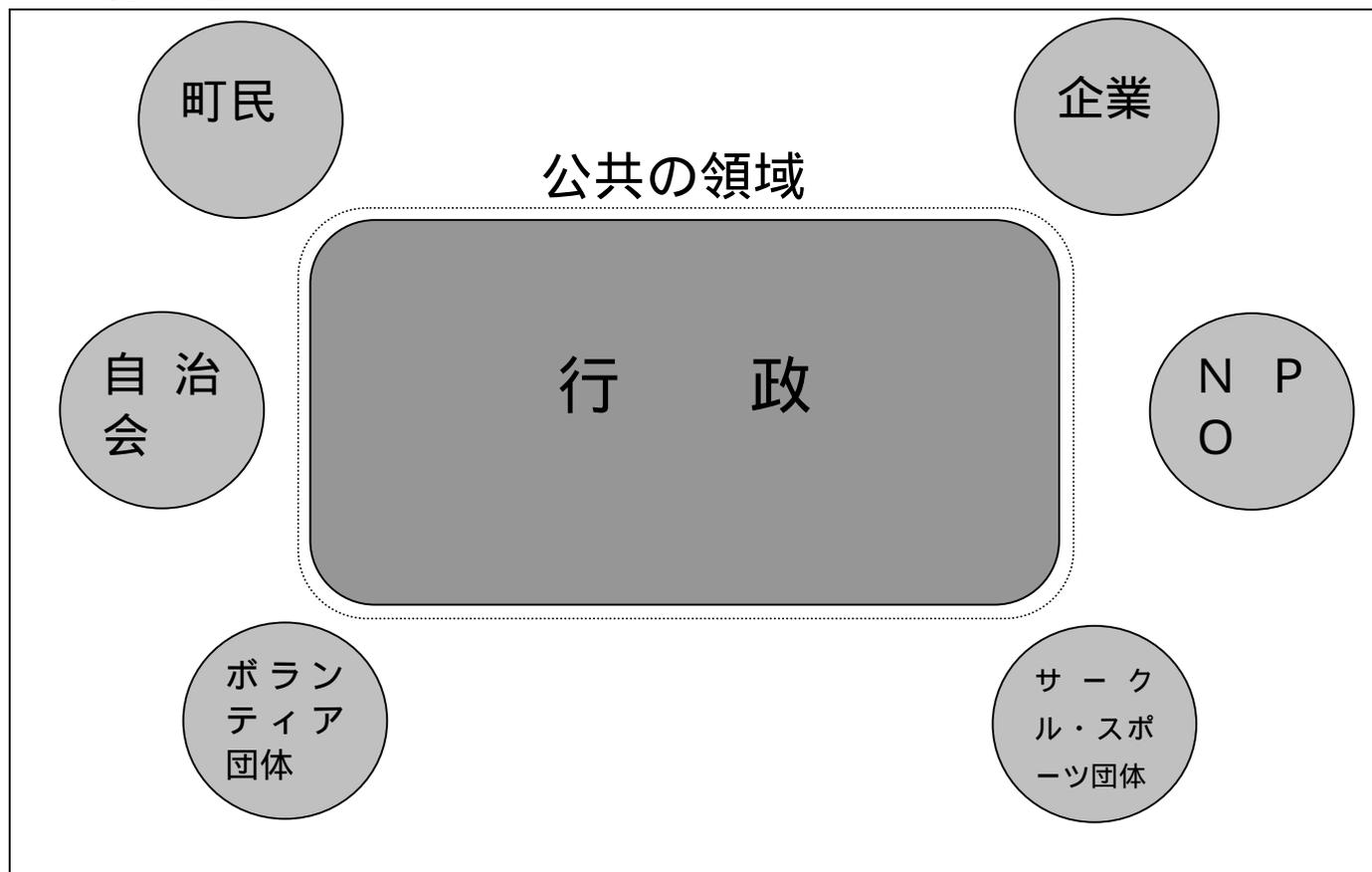
## 3. 協働

協働については、様々な定義が生まれています。

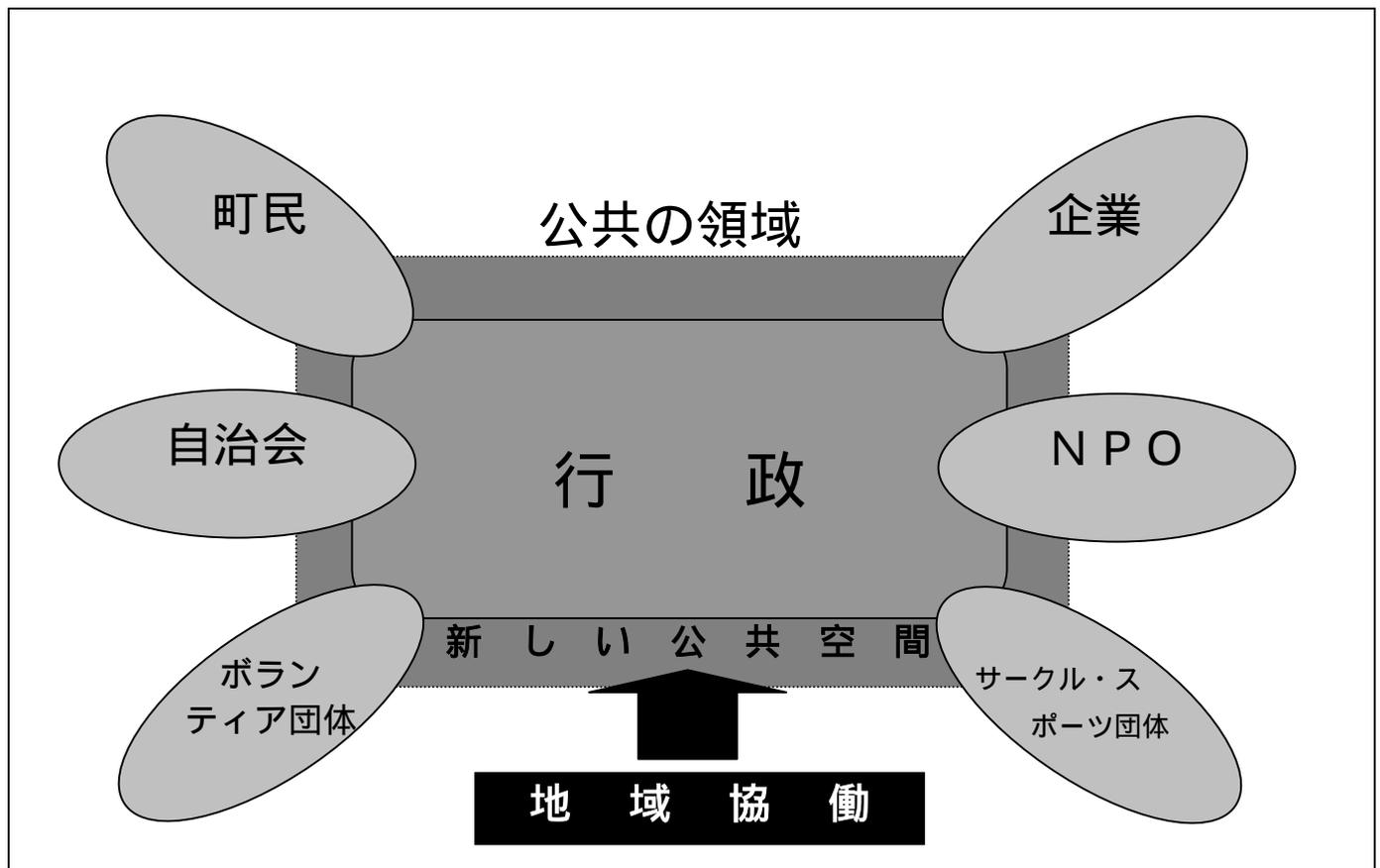
東京都「協働の推進指針策定への提言」では、協働とは、『行政とボランティア・NPOとが、相互の存在意義を認識し尊重し合い、相互にもてる資源を出し合い、対等の立場で、共通する社会的目的の実現に向けて、社会サービスの供給等の活動を行うこと』、大阪府「NPO活動活性化に向けての提言」では、『自己の主体性・自発性のもとに、共通の領域において、互いの特性を認識・尊重しあいながら、共通の目的を達成するため課題解決に向けて協力・協調すること』と定義されています。

こうした定義を勘案した上で、本町では、協働の定義を『「町民、自治会、各種団体、企業などといった豊山町に関わるすべての人や団体と行政」が相互に良きパートナーとして対等な立場に立ち、それぞれの持つ特性を活かしながら補完し合い、協力、連携して、個々では達成できない社会的課題の改善や解決に当ること』とします。

従来の公共領域



新しい公共領域



## 第2章 協働のまちづくりの原則

### 1. 5つの協働原則

#### (1) お互いに対等であること

協働を進める前提として、町民と行政の関係は上下ではなく、ともに豊山町の「経営と自治」の担い手として、対等なパートナーであることを理解する必要があります。特に、行政においては、町民参画を推進し、町民の地域活動の主体性・柔軟性・専門性を尊重した支援の方法を研究し、実践する必要があります。

#### (2) 相互理解に努めること

町の新行財政改革大綱・集中改革プランでは、「住民との信頼関係を築きつつ住民と行政の協働によるまちづくりを行うため新たな行政システムを構築すること」を目標としています。職員は町民と日頃から積極的に話し合いの場を持ち、自治会等でまちづくりに取り組む地域活動団体の情熱と能力を真摯に受けとめ、自らの意識改革を促す必要があります。

一方、町民も、行政を自らの利害を絡ませた要望・要求の持ち込み先といった感情を捨てる必要があります。その上で、行政組織の意思決定の仕組みを町が主催する学習会や研修会、町の広報などで学び、公共サービスが実現するまでのプロセスに、理解と協力を惜しまぬ姿勢を持つ必要があります。

#### (3) 目的と課題を共有すること

町民と行政には、ともに豊山町全体や地域ごとの社会的課題を解決し、多様化する町民ニーズに応え、町民満足度の高いまちづくりと自立した地域社会の形成を推進するという共通

の目的があります。

そのために協働というまちづくりの手法があります。協働をめぐる手法と目標を両者がしっかり理解することが大切です。

#### (4) 機会均等と公開原則であること

協働を希望する町民や団体には、協働の機会が平等に得られるよう、機会平等の原則を守ることが重要です。

行政が様々な方法によって町民と協働する際は、協働のパートナーの選考基準を明確化することはもちろん、協働事業の実施や事業実施後の評価に至るまで、すべてを公開して透明性を確保する必要があります。

#### (5) 協働の期間を明確にすること

町民と行政が協働する場合、目的を達成した時や事業が完了した時には検証を済ませ、その事業ごとに協働関係を解消することを、あらかじめ明確にしておく必要があります。

個人と組織、組織と組織が緊張感のない馴れ合いの関係になり、相互に依存しあう関係となることは、住民とともに創造するまちづくりを標榜する豊山町のまちづくりの目標に合致するものではありません。

## 2. 協働のメリット

### (1) 質の高い公共サービスの提供

従来、公共サービスといえば、行政が提供するものと考えられてきました。

ところが、新たな時代潮流の中で、町民のニーズはますます多様化する傾向にあります。法令や予算に基づき公平で均一な公共サービスを行政が提供するだけでは、多様化する町民のニーズに応えることはできません。

町民と行政が協働し、お互いが単独では不可能な社会的課題を改善、解決することにより、質の高い公共サービスが得られます。

### (2) 町民の自己実現と町民参加の機会の提供

2007年以降は団塊の世代が定年を迎え、多くの退職者が見込まれます。

団塊の世代や地域社会には、様々な知識や技能を持った人材がたくさんいます。生きがいや仲間づくりの絶好の機会として、ボランティア活動を始めたり、町民活動団体に参加したり、自治会の社会奉仕活動に積極的に協力する人々が多く生まれる可能性があります。そうした町民を豊山町のかげがえのない「人財」と捉え、自己実現と町民参加の機会を頻繁に提供する事が出来ます。

## 3. 協働に対するアプローチの視点

本町では、「第3次総合計画 後期計画」で『協働による自立・分権型の自治体づくり』を重点プロジェクトしてあげていますが、協働のまちづくりを進める上で次のような課題があります。

### (1) 町職員の協働に対する意識改革

「第3次総合計画 後期計画」では、行政の様々な部門、分野において『地域協働』をキーワードとして作成されています。しかしながら、現在のところ、『地域協働』を進めていこうとする意識が希薄です。

職員は、『地域協働』が自治体運営全体にわたることを理解するとともに、自らも町民であり地域の一員であることを認識して、町民との信頼関係づくりに努めながら率先して協働に取り組みなければなりません。そのためには、先ず、町職員が協働に対する意識改革を行い、必要となる能力や自己啓発に努める必要があります。

#### (2) 町民の意識改革を促す環境整備

町民の中には、町民の税金等を用いて行われている行政の仕事やそれを監視する町議会の役割に関心を持たない人々も多くいます。しかも、身近で起きた地域の課題は何もかも行政の公共サービスで解決すべきであると考えている人々もたくさんいます。

しかし、地方交付税や国庫補助金が削減される中で、行政は民間企業と同様に経営感覚を持って真に必要な分野に公共サービスを提供し、町民でできることは、町民が率先して取り組めるよう環境整備を急ぐ必要があります。

#### (3) 行政との対話と相互理解の促進

本町では、町長との対話、町長への意見箱など、町民の声を行政に反映させるための仕組みについては整備しつつありますが、町民の関心と参加意欲、さらに公共サービスの担い手となって地域社会の自立化を図ろうとする町民は、まだまだ少ないのが現実です。

今日のように、町民のニーズや地域の課題が複雑多義にわたってくると、何もかも行政のみで対応していくのは、現実的に難しくなっています。

ボランティアや町民活動に参加し、公共の担い手となる町民を増やすには、行政が町民との対話や町民の行政参加の機会を増やし、町民の社会的役割がこれからの豊山町において極めて大きいという理解を促すことが大切です。

#### (4) 町民と向き合う町政運営

町民が公共サービスのあり方に関心を持ち参画の意欲をもつようになるためには、庁内会議や委員会、審議会など行政主催の会議内容を、ホームページや広報など多くの機会を通して町民に知らせることが大切です。

町民との対話集会の機会を多数持ち、町民の声に直接応える姿勢を持つことにより町政運営に町民の関心と信頼を得ていく努力が欠かせません。

また、町民の暮らしに身近な行政計画の策定をめぐってパブリックコメントを求めるなど、町民の意見を政策に反映するための工夫も、協働のまちづくりを促進する条件です。

#### (5) 経営の視点が大切

地域のまちづくりは、ある意味で地域をどのように経営していくかということであり、まちづくりと企業経営との違いこそあれ、そこには常に人という最も重要な資源が存在し、一定の理念の下に経営が成り立っているといえます。

これからの地域運営は、より多くの人々の知恵と情熱そして個々の意欲を最大限に引き出す経営能力と、持続可能な経営手腕が地域の発展に求められています。

## **第3章 豊山町の協働推進事業**

### 1. 協働推進事業

本町においては、行政にも、住民にも、まだ地域協働の理念が十分に浸透しているとは言えません。本町において、今後持続可能的に地域協働を推進していくためには、まずは行政内部に地

域協働の理念を植え付けたうえで、行政から住民にアプローチしていくという視点が肝要です。

そこで、「第2章 協働のまちづくりの原則」で掲げた視点を踏まえ、第3次総合計画後期基本計画に定められている次の8事業を本町における地域協働推進事業のパイロット事業として実施することにします。また、これによって醸成された地域協働の理念を起点として、将来的には地域協議会、まちづくり実行組織への町民参加支援へと結び付けていきます。

(1) 「活力に満ち、快適で住みよいまちづくり」ワークショップ事業

地域住民などが参画するワークショップを開催し、町全域の土地利用、市街地整備、公共交通、景観整備などのあり方を検討し、ビジョンの提言を行います。

また、本提言を次期都市計画マスタープランに反映させます。

(2) 「協働によるまちづくり」ワークショップ事業

行政と地域住民をはじめ、ボランティア、NPO、企業などとともに、「協働」についてのワークショップを行い、時代に対応したコミュニティのあり方を考え、活動を活性化させます。

また、「とよやま防災ワークショップ」を踏まえ、自主防災組織結成を目指します。

(3) 自治会・コミュニティ活動補助事業

自治会活動の拠点として、公民館の利用活動を推進していく上で、改修などを進めます。

(4) 地域活性化事業

コミュニティ活動や夏まつり事業等への補助を行います。また、町民ボランティアによって構成する夏まつり実行委員会等の活動を支援します。

(5) 広報・広聴事業

広報とよやま、ホームページ、パブリシティなどで行政情報を積極的に提供するとともに、内容の充実に努めます。また、住民の声が行政に反映されるよう、「町民の声」、「町長との対話」などの広聴事業を実施します。

(6) 男女共同参画推進事業

各種審議会への女性委員の登用を進めます。また、男女共同参画社会をめざし積極的に活動している団体の育成・支援を行います。

(7) 豊山町地域福祉計画策定事業

社会福祉法に規定する市町村福祉計画を策定し、地域の中できめ細かなニーズに対応するためお互いに支えあい、助け合う力、地域の福祉力向上をめざします。

また、策定に当たっては、地域住民の福祉活動への参加を促し、地域福祉の中核的役割を担う豊山町社会福祉協議会と協働することにより、地域住民、自治会、民生委員・児童委員と行政が一体となったものを目指します。

(8) 介護予防推進事業

高齢者が要介護とならないよう、介護予防の周知、啓発を行い、地域が一体となった介護予防活動を展開します。

また、介護や支援が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、行政機関、介護保険施設、老人クラブ、医療機関、民生委員と連携したネットワークを構築し、地域社会全体で高齢者を支える地域ケア体制を推進します。

## 2. 実施の方法

### (1) 情報提供と情報交換

町民活動やまちの動きを的確にキャッチし、町の事業計画や進捗状況などとともに情報提供をして、町民との情報共有を図ることが大切です。

町民と行政は、それぞれが持つ情報を積極的に紹介・提供に努めます。そのために、町長との対話、町民の声を引き続き実施していくとともに、町広報誌、ホームページ、パブリシティの充実に努めます。

### (2) 環境の整備

まちづくり活動に対する支援体制や町民活動をサポートする活動拠点の整備、窓口機能の充実、町民と行政のネットワーク構築など、協働の環境を整備することが大切です。

総務課が中心になって、地域協働に対する町の現状、住民ニーズを把握し、分析します。

また、協働に対する職員研修を行い、職員一人ひとりに協働を理解させ、課内や部内での協働に対する推進体制の充実につながるようにします。

### (3) 参画機会の提供

多くの町民が町の事業に参画できるよう、情報公開の推進を図るとともに、計画策定や委員会等に町民が積極的に関われるような体制を整備します。

また、男女共同参画社会の観点から各種審議会への女性委員の登用を進めます。

### (4) まちづくり学習の場の提供

生涯学習講座や町が主催する講演会などで「まちづくり学習」の場を町民に提供して、専門的な知識を習得する機会を積極的に設けます。また、ボランティア団体や町民活動団体が、NPO法人への組織化を進めるにあたり、制度に対する理解を促すことや法的な事務手続きを支援します。

### (5) 職員の協働意識の醸成

ワークショップなどの職員研修を積極的に取り入れることで、協働意識を醸成すると同時に、地域や町民活動への参加を促進し、実践を通じた協働の意識付けを行います。

また、町民と職員が共に研修に参加し、情報共有と共通認識の元で協働を進めます。

### (6) 協働の啓発

協働に対する理解と実践意識を浸透させていくために、あらゆる機会を通じて協働事例のPRや啓発をしていきます。

### (7) 名義支援

農協、商工会、自治会、その他の町の補助団体などが主催する事業のうち、豊山町のまちづくりを発展させる事業に対して、行政は「後援・協力」などの名義を連ねます。

### (8) 経済的支援

新栄小学校区コミュニティに対して、補助金をもって新栄小学校区の地域活動事業を支援します。

また、自治会活動の拠点となる地区公民館の建設、改修費に対して補助金を支出します。

### (9) 物理的支援

まちづくり活動を推進する団体に対しては、物品・資材、会議室、備品の貸与を積極的に

行っていきます。

( 1 0 ) 実行委員会

夏まつりイベント「とよやま DE ないと」を企画・運営する「夏まつり実行委員会」等に運営費補助金の支出を行い、状況に応じて、必要な人材を派遣したり労力を提供します。

( 1 1 ) 官学連携

大学等と包括的連携を確立し、教育、文化、産業、まちづくり等の分野においてお互いに協力し、地域活性化の推進と人材育成を図っていきます。